

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 7月の主な成立法令一覧
3. 7月の主な発刊書籍一覧(私法)
4. 7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他)
5. 発刊書籍

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民法】

(1) 最一判平成19年7月5日 最高裁HP

平成18年(受)第597号 根抵当権設定登記抹消登記手続等請求事件(破棄自判)

債権者を信用保証協会とし、被担保債権の範囲を「保証委託取引により生ずる一切の債権」として設定された根抵当権の被担保債権に、信用保証協会の根抵当債務者に対する保証債権は含まれないと解すべきである。

(理由)

民法398条の2第2項は、根抵当権の担保すべき債権の範囲は債務者との特定の継続的取引契約によって生ずるものその他債務者との一定の種類取引によって生ずるものに限定して定めなければならない旨規定しており、本件根抵当権は、同項に基づき、担保すべき債権の範囲を根抵当債務者との「保証委託取引」によって生ずるものに限定するものであることが明らかである。そして、信用保証協会と根抵当債務者との保証委託取引とは、信用保証協会が根抵当債務者の依頼を受けて同人を主債務者とする債務について保証人となる(保証契約を締結する)こと、それに伴って信用保証協会が根抵当債務者に対して委託を受けた保証人として求償権を取得すること等を主たる内容とする取引を指すものと理解され、根抵当債務者でない者が信用保証協会に対して負担する債務についての根抵当債務者の保証債務は、上記取引とは関係のないものといわなければならない。同項の規定する「一定の種類取引」は、被担保債権の具体的範囲を画すべき基準として第三者に対する関係において明確なものであることを要するものであり、「保証委託取引」という表示が、法定された信用保証協会の業務に関するすべての取引を意味するものと解することもできない。

(2) 最二判平成19年7月6日 最高裁HP

平成18年(受)第1398号 建物収去土地明渡請求事件(破棄自判)

土地を目的とする先順位の甲抵当権が消滅した後に後順位の乙抵当権が実行された場合において、土地と地上建物が甲抵当権の設定時には同一の所有者に属していなかったとしても乙抵当権の設定時に同一の所有者に属していたときは法定地上権が成立する。

(理由)

民法388条は、土地及びその上に存する建物が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建物につき抵当権が設定され、その抵当権の実行により所有者を異にするに至ったときに法定地上権が設定されたものとみなす旨定めており、競売前に消滅していた甲抵当権ではなく、競売により消滅する最先順位の抵当権である乙抵当権の設定時に同一所有者要件が充足していることを法定地上権の成立要件としているものと理解することができる。原判決が引用する前掲平成2年1月22日第二小法廷判決は、競売により消滅する抵当権が複数存在する場合に、その中の最先順位の抵当権の設定時を基準として同一所有者要件の充足性を判断すべきことをいうものであり、競売前に消滅した抵当権をこれと同列に考えることはできない。

(3) 最二判平成19年7月6日 最高裁HP

平成17年(受)第702号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻・一部棄却)

9階建ての共同住宅・店舗として建築された建物をその建築主から購入した者が、当該建物にはひび割れや鉄筋の耐力低下等の瑕疵があると主張して、上記建築の設計及び工事監理者に対しては、不法行為に基づく損害賠償を請求し、その施工者に対しては、請負契約上の地位の譲受けを前提として瑕疵担保責任に基づく瑕疵修補費用又は損害賠償を請求するとともに、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案において、設計・施工者等の義務懈怠によって建築された建物に建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があり、それにより居住者等の生命、身体又は財産が侵害された場合には、設計・施工者等は、特段の事情がない限り、これによって生じた損害について不法行為による賠償責任を負うとされた事例。

(理由)

建物は、建物利用者や隣人、通行人等(以下、併せて「居住者等」という。)の生命、身体又は財産を危険にさらすことがないような安全性を備えていなければならないが、このような安全性は、建物としての基本的な安全性というべきである。そうすると、建物の建築に携わる設計・施工者等は、建物の建築に当たり、契約関係のない居住者等に対する関係でも、当該建物に建物としての基本的な安全性が欠けることがないように配慮すべき注意義務を負うと解するのが相当である。そして、設計・施工者等がこの義務を怠ったために建築された建物に建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があり、それにより居住者等の生命、身体又は財産が侵害された場合には、設計・施工者等は、不法行為の成立を主張する者が上記瑕疵の存在を知りながらこれを前提として当該建物を買受けていたなど特段の事情がない限り、これによって生じた損害について不法行為による賠償責任を負うというべきである。居住者等が当該建物の建築主からその譲渡を受けた者であっても異なるところはない。

(4) 最二判平成19年7月13日 最高裁HP

平成17年(受)第1970号 不当利得返還請求事件(一部破棄差戻し、一部上告却下)

1 各回の返済金額について、一定額の元利金の記載と共に別紙償還表記載のとおりとの記載のある借用証書の写しが借主に交付された場合において、当該償還表の交付がなければ貸金業法17条1項に規定する書面の交付があったとはいえないとされた事例。

(理由)

17条書面には各回の「返済金額」を記載しなければならないところ(貸金業法17条1項9号(平成12年法律第112号による改正前は同項8号)、施行規則13条1項1号子、前記事実関係等によれば、本件各契約書面の「各回の支払金額」欄には「別紙償還表記載のとおりとします。」との記載があり、償還表は本件各契約書面と併せて一体の書面をなすものとして、各回の返済金額はそれによって明らかにすることとされているものであって、「各回の支払金額」欄に各回に支払うべき元利金が記載されているとしても、最終回の返済金額はそれと一致しないことが多く、現に本件においても相違しているものであり、その記載によって各回の返済金額が正確に表示されるものとはいえないというべきである。

2 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである。

(理由)

金銭を目的とする消費貸借において利息制限法1条1項所定の制限利率(以下、単に「制限利率」という。)を超過する利息の契約は、その超過部分につき無効であって、この理は、貸金業者についても同様であるところ、貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができることとされているにとどまる。このような法の趣旨からすれば、貸金業者は、同項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。

(5) 最二判平成19年7月13日 最高裁HP

平成18年(受)第276号 不当利得返還等請求事件(破産差戻)

利息制限法の制限超過利息を受領した貸金業者が判例の正しい理解に反して貸金業法18条1項に規定する書面の交付がなくとも同法43条1項の適用があるとの認識を有していたとしても、民法704条の「悪意の受益者」の推定を覆す特段の事情があるとはいえないとされた事例。

(理由)

平成11年判決は、制限超過部分の支払が貸金業者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってされる場合について、貸金業法43条1項2号が18条書面の交付について何らの除外事由を設けていないこと、及び債務者は18条書面の交付を受けることによって払い込んだ金銭の利息、元本等への充当関係を初めて具体的に把握することができることを理由に、上記支払が貸金業法43条1項によって有効な利息の債務の弁済とみなされるためには、特段の事情がない限り貸金業者は上記払込みを受けたことを確認した都度、直ちに、18条書面を債務者に交付しなければならないと判断したものである。少なくとも平成11年判決以後において、貸金業者が、事前に債務者に償還表を交付していれば18条書面を交付しなくても貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるというためには、平成11年判決以後、上記認識に一致する解釈を示す裁判例が相当数あったとか、上記認識に一致する解釈を示す学説が有力であったというような合理的な根拠があつて上記認識を有するに至ったことが必要であり、上記認識に一致する見解があつたというだけで上記特段の事情があると解することはできない。

(6) 広島高岡岡支決平成18年2月17日 判タ1229号304頁

平成18年(ラ)第6号 後見開始審判に対する即時抗告事件(抗告棄却・確定)

本件は、本人につき後見が開始され、家庭裁判所が職権により本人と先妻との間の子を成年後見人に選任したところ、本人と後妻との間の子である抗告人が、当該成年後見人に本人の財産管理を任せると本人の生活に支障を来すのではないかと不安を抱くに至った等として、成年後見人として公平な第三者の選任を求め、原審判の取消を求めて即時抗告した事案である。法律上、成年後見人選任の審判に対して即時抗告できる旨の規定は存在しないところ、本決定は、後見人選任の不当を抗告理由とすることはできず、抗告裁判所も原審判中の成年後見人選任部分の当否を審査することはできないとして、抗告人の即時抗告を棄却した(なお、成年後見人について後見の任務に適しない事由があるときは、被後見人の親族等は、家庭裁判所に対し、その解任を請求できる(民法846条))。

(7) 大阪高判平成18年5月30日 判タ1229号264頁

平成18年(ネ)第454号 根抵当権設定登記抹消登記手続請求控訴事件(取消、自判・上告受理申立(後上告不受理))

本件は、催告後6か月以内・本来の時効期間経過後にされた承認(主債務者が債務を承認した後、5年(商事の消滅時効期間)を経過する前に、債権者が催告し、その後6か月以内(但し、本来の時効期間の経過後)に、主債務者が再度債務を承認した事案)に、時効中断効が認められるか否かが争われたものである(なお、承認が行われたのは平成16年法律第76号による民法改正前である)。民法153条は、平成16年改正の前後を問わず、催告による6か月の時効中断効を成立させ得る行為として承認を挙げているが、本判決は、同条は、債権者の催告について債権者が正規の中断事由によって補強することにより時効中断の効力を認めるものであって、正規の中断手続をとるのが遅れることにより時効が完成するのを防ぐ便法として機能することを期待して定められたものと解されること、実際上も、債権者の催告に対し債務者が承認した場合に、債権者は債務者において債権の存在を前提とした対応をするものと期待するのが当然であつて、債権者に更に催告後6か月以内に正規の中断事由をとることを要求するのは難きを強いるものであるというべきであること等を理由に、時効中断効を認めた。なお、時効期間経過後に承認をした者は信義則上原則として時効を援用できないとするのが判例であるが、本件は、承認を行ったのが主債務者であるのに対し、消滅時効を援用したのが保証人であつたため、主債務者の承認による時効の中断であれば、保証人にもその効力が及ぶところ、信義則違反については、各自について判断されるので、主債務者が承認したことにより時効が中断した場合と異なり、保証人による時効援用が当然に否定されるわけではないことから、消滅時効の抗弁の成否に違いが生じるものである。

(8) 秋田地判平成17年4月14日 判タ1216号265頁

平成16年(ワ)第154号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴(後和解))

原告は、被告が経営するゴルフ場のクラブハウス内に設置された暗証番号式貴重品ロッカーにキャッシュカード在中の財布を保管したが、暗証番号入力用テンキーの蓋の裏側に小型カメラを取り付けた窃盗グループが、原告の入力した暗証番号を判読して当該ロッカーから財布を窃取し、キャッシュカードでATMから現金を払い戻した。そこで、原告は、被告に対し、(1)商人の寄託物に関する責任、(2)場屋営業者の寄託物等に関する責任、(3)不法行為責任を主張して、払戻金相当額の損害賠償を求めた。

本判決は、(2)について、貴重品ロッカーの設置者としてはその安全を維持確保する義務を負うとし、本件のような犯罪手口を具体的に認識できなかったとしても、本件ロッカーが窃盗犯の目標となりやすいことは容易に想像できたから、本件ロッカーの付近に従業員を常駐させる、監視カメラを設置するなど窃盗犯人を心理的に萎縮させる措置を講じるべきであったのにこれを怠ったなどとして、本件盗難につき被告に責任を認めたと(なお、原告が本件ロッカーの暗証番号にキャッシュカードの暗証番号と同一の番号を用いたことを理由に、4割の過失相殺がなされた。)、(3)については、通常業務過程を逸脱したとまで評価できず、過失はないとして責任を否定し、(1)についても被告側で本件ロッカーの利用の有無、個別の出入れを当然に把握できる仕組みがなく、在中物を認識できないこと等を理由に寄託契約の成立を認めず責任を否定した。

(9) さいたま地判平成17年4月15日 判タ1216号123頁

平成12年(ワ)第2384号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)

市立小学校に在籍する女子児童Xが、クラス担任であった被告教師からのいじめ行為により、精神的苦痛を受け、外傷性ストレス性傷害(PTSD)の後遺障害を負ったと主張して、被告教師に対しては不法行為に基づき、同小学校の設置者である市に対しては国家賠償法1条1項に基づき、それぞれ損害賠償を求めた事案において、本判決は、被告教師によるいじめ行為を認定したものの、そのいじめ行為によってPTSDの後遺障害を負ったとの点については、原告が主張する複雑性PTSD(出来事の客観的な強烈さよりも、その出来事に遭遇した者の主観的な感覚(絶望感・無力感)を重視しPTSD概念を拡張させたものと窺われる。)の概念はまだ確立されていないとして、PTSDに罹患しているとの原告の主張を退け、原告の損害を、いじめ行為の当時に原告が受けた精神的苦痛に対する慰謝料の範囲に限定したうえで、国家賠償法1条の解釈から公務員であった被告教師の損害賠償責任を否定して、原告の被告教師に対する請求を棄却し、他方、被告市に対しては、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料10万円とこれに対する遅延損害金の支払いを命じた。

(10) 甲府地判平成17年7月26日 判タ1216号217頁

平成6年(ワ)第139号 損害賠償請求事件(認容・確定)

腰椎骨折の傷害を負った患者が救急車で被告K病院に搬送され、その後、被告甲府市の市立病院に転院したが、下半身運動麻痺及び神経因性膀胱などの後遺症を負ったことについて、当該患者の相続人Xら(当該患者は本件訴え提起後エイズにより死亡)が「被告K病院及び市立病院の医師らは、本件患者の腰椎骨折に対し手術的治療を行うべきところ、これを怠った。もし、手術的治療が実施されていれば、本件患者は完治したか、仮に後遺症を負ったとしても軽症だったはずである。」等を主張し不法行為による損害賠償請求を行った事案について、本判決は、被告K病院の責任については同病院の人的・物的態勢や腰椎骨折の治療に関する医学文献等から転院の遅れなどの過失があるとまではいえないとし、被告甲府市の責任についても、手術的治療を行わなかったことと本件患者の後遺障害との因果関係を、手術を実施していれば後遺障害が更に軽症となった高度の蓋然性があるとまでは認められないとして否定したが、「市立病院の医師らは、本件患者に対する手術を予定し、その術式は、当時、有効かつその実施についても医学的に特段の問題はなかったのに、本件患者がHIV感染者であることが判明するや、そのことのみを理由にこれを取りやめ、積極的な保存的治療も行わずにそのまま、本件患者を転院させた。これは、患者がHIV患者であることのみを理由にした医学的根拠のない差別的取扱いであるといわざるを得ず、本件患者の人格権を違法に侵害し、著しい精神的苦痛を与えるものである。」と判示して、被告甲府市に対し、慰謝料100万円の支払いを命じた。

(11) 東京地判平成17年12月21日 判タ1229号頁281頁

平成15年(ワ)第14821号 看板設置請求事件(請求棄却・確定)

本件は、ビルの屋上に広告看板を設置する契約を締結して看板を設置していたXが、同建物の隣接地にYが建築したビルの広告看板の設置により、本件看板に対する観望に制約が生ずる結果となったとして、Yとの間の合意に基づき、あるいは、広告表示権ないし広告表示利益に基づき、Y建築のビルの屋上にXの看板を設置するよう求めた事案である。本判決は、Yとの間の看板設置に関する合意の成立を否定した上で、広告表示権ないし広告表示利益については、常に法的保護の対象となるものではなく、特定の場所が広告の観望という観点から一定の価値を有するものと評価され、これを表示者において享受することが社会通念上独立した権利ないし利益として承認されるだけの実質的な意義を有するものと認められる場合においてのみ、法的保護の対象となるとし、本件では、その設置場所等に鑑み高い広告効果を期待することができ、Xもそのような期待のもと看板を設置し、相応の出捐のもと、長年にわたり維持してきたことが認められるなどとし、法的保護の対象となとした。但し、広告表示権ないし広告表示利益は常に完全な形でその享受を他者に主張し得るものではなく、他の競合する権利ないし利益との調和を図る中で容認されるべきものであるので、その侵害に対して被害回復等の法的保護を求めることができるのは、侵害行為の態様及び侵害の程度、被侵害利益の性質、内容、その他一切の事情を総合的に考慮して、当該行為が社会通念上一般に是認し得る程度を越えて侵害していると判断される場合であるところ、本件では、ビルの所在地は高度の土地利用が認められている地域であり、周辺に中高層建物が建築されることにより本件看板の観望が妨げられる結果が生ずる可能性があることは充分予測されたこと等を理由に、そのような侵害であるとは言えないとして、Xの請求を棄却した。

(12) 東京地判平成18年10月23日 金法1808号58頁

平成17年(ワ)第10229号 保証債務請求事件

YがXの第三者に対する売掛金について連帯保証をする基本契約において、Xに対して表明・保証義務(Xと上記第三者との個別契約成立時に、上記第三者が、Xに対して負担する一切

の債務について、遅滞することなく、債務の本旨に従って、その履行がこれまでなされ、現在もなされていることなどを、基本契約において、XがYに対し、表明し、保証している。)、通知義務(Xと上記第三者との個別契約成立後に、上記第三者がXに対して負担する金銭債務の支払の遅滞をするなどの事情が生じたときは、直ちに、XがYに対し通知することが、基本契約において定められている。)が課されていたにもかかわらず、Xがこれに違反したために、Yが保証債務の責任を負わないとされた事例。

(13) 大阪地判平成19年4月12日 金法1807号42頁  
平成17年(ワ)第12425号 寄託金返還請求事件

銀行の設置した、契約者番号、暗証番号等により本人確認を行うインターネットバンキング・システムを利用して、預金者以外の者が、当該預金から振込手続を行ったとしても、銀行が交付した契約者番号が使用され、正しい暗証番号が入力されていた場合には、銀行による契約者番号及び暗証番号等の管理が不十分であったなどの特段の事情がない限り、銀行は入力された契約者番号及び暗証番号等とシステムのデータベースに登録されている当該預金者の契約者番号、暗証番号等を確認して現金の振込を実行した以上、銀行に約款上の「責めがある場合」にはあたらぬと解すべきであるところ、本件においては、銀行は、本人確認情報(暗証番号等)の管理及びセキュリティ対策に有効な方法をとっている上、本人確認情報の管理について十分な注意喚起を行っているのであるから、契約者番号及び暗証番号等の管理について不十分であったなどの特段の事情が存在することを認めることはできず、「責めがある場合」にはあたらぬ、銀行は約款により免責される、とされた事例。

#### 【商事法】

(14) 最二判平成19年7月6日 最高裁HP

平成19年(受)第95号 補償金請求控訴、同附帯控訴事件(棄却)

中小企業を対象とした災害補償共済事業の被共済者がもちをのどに詰まらせて窒息し、低酸素脳症による後遺障害が残ったことについて、災害補償に関する規約における「被共済者が急激かつ偶発的な外来の事故で傷害を受けたこと」を支払事由とする補償費の支払を請求した事案において、同補償費の請求者は、被共済者の傷害が同人の疾病を原因として生じたものではないことの主張立証責任を負わないとされた事例。

(理由)

本件規約が定める「外来の事故」とは、その文言上、被共済者の身体の外部からの作用(以下、単に「外部からの作用」という。)による事故をいうものであると解される。そして、本件規約は、この規定とは別に、補償の免責規定として、被共済者の疾病によって生じた傷害については補償費を支払わない旨の規定を置いている。このような本件規約の文言や構造に照らせば、請求者は、外部からの作用による事故と被共済者の傷害との間に相当因果関係があることを主張、立証すれば足り、被共済者の傷害が被共済者の疾病を原因として生じたものではないことまで主張、立証すべき責任を負うものではないというべきである。

(15) 札幌高決平成17年4月26日 判タ1216号272頁

平成16年(ラ)第88号 株式価格決定に対する抗告事件(抗告棄却・確定)

株式会社が自らを譲渡制限株式の先買権者に指定した場合の当該株式の売買価格について、非公開株式会社の株式の評価には、純資産方式、収益方式、配当方式、比準方式、併用方式があるとした上で、これらのうち、売手の立場から最も合理的な評価として配当方式と純資産方式との併用方式を採用し、他方、買手の立場からの合理的な評価として収益方式を採用し、この配当方式:準資産方式:収益方式を25:25:50の割合で組み合わせた併用方式を採用して売買価格を定めた原審の決定が維持され、本件のように株式会社が自らを株式の先買権者として指定した事案においては、その株式会社は自己株式の取得により当該株式についての配当を免れる立場にあり、将来配当利益を受けることを目的として自己株式を取得するということがあり得ないことを理由として、配当還元方式に重きを置くべきとするXの主張が排斥された。

(16) 東京高決平成19年7月9日 裁判所HP

平成19(ラ)917 株主総会決議禁止等仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件

原告人(日本株への投資を目的とする英領ケイマン諸島法に基づいて設立されたりミテッド・パートナーシップ形態の米国系投資ファンド)が、相手方(ソースその他調味料の製造及び販売等を主たる事業とする株式会社)に対し、相手方の平成19年6月24日の株主総会決議に基づいて現に手続中の新株予約権無償割当て(「本件新株予約権無償割当て」)の発行の仮の差し止めを求めたところ、これを棄却した原審に対する抗告を次の理由で棄却した事例。

1 買収防衛策自体は、明文の根拠を有しないものであるが、証券取引法、会社法はこれを排斥するものとは解されず、合理的な事情がある場合には是認されるべきものであり、また、その手段としての新株予約権無償割当てが株主平等原則に反する、あるいは不公正発行に当たるとするかどうかの具体的判断は、買収者及び被買収者の属性も考慮の上、公開買付け行為の態様と対比し、買収防衛策を導入すべき必要性の存否、買収防衛策としての相当性の存否について検討の上、相対的に判断すべきものである。

2 会社法は株主平等原則を定めているが、株主間に差別的な取扱いがなされたとしても、この点に合理的な理由があれば、株主平等原則に反するものではない。また、会社法に定める株主の権利行使は当然のことながら、信義誠実等の基本的な法規範の規律の下にあり、権利の濫用にわたるような行使は許されないものであるから、他者の権利との相対的な関係において一定の場合には制約を受けることがある。したがって、株主の属性によって株主間に差異を設けることが当該会社の企業価値の毀損を防止するために必要かつ相当で合理的なものである場合には、それは株主平等原則に反しないというべきである。

3 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うなどのいわゆる濫用的買収者が、濫用的な会社運営を行うないし支配することは、会社の健全な経営という観点を欠くのであるから、結局はその株式会社の企業価値を損ない、ひいては株主共同の利益を害するものであり、このような濫用的買収者は株主として差別的取扱を受けることがあったとしてもやむを得ない。それゆえ、そのようなおそれがある場合において、株式会社が特定の株主による支配権の取得について制限を加えるなどして、企業価値を確保又は向上させることを目的とする買収防衛策を導入することは、対抗手段として必要性、相当性が認めら

れる限りにおいて株式会社の存立目的に照らし適法かつ合理的なものである。したがって、買収防衛策が上記のようなものであれば、本件新株予約権無償割当ての結果として買収者の持株比率の低下等の事態が生じたとしても、それをもって著しく不正な方法により行われる場合に当たるといえることはできない。

(17) 東京地判平成18年5月29日 判時1965号155頁  
平成17年(ワ)4858号 約定金請求事件

本件支払証書(約束手形)発行当時、原告代表取締役であるとともに被告の代表取締役であった者が、原告に対して被告代表者として本件支払証書を発行する行為は、(旧)商法256条1項前段にいう利益相反取引に該当する。

そこで、本件支払証書の発行は、本件支払証書の発行に対する被告の取締役会の承認決議がなければ、原則として無効になると解されるが、そもそも(旧)商法256条1項が利益相反取引に対して取締役会の承認を要する旨を定めている趣旨は、取締役がその地位を利用して会社に取引をし、自己又は第三者の利益を図り、会社ひいては株主に不測の損害を被らせることを防止することにあると解されるため、このような商法の立法趣旨に照らせば、株主全員の合意がある場合には、取締役会の承認を経なくても、利益相反取引は無効とはならない。

そして、価格調整条項を含む株式買取契約は、被告株主全員の同意に基づいて行なわれたこと、本件支払証書は、本件価格調整条項により生じた債務の履行に代えて発行されたことから、利益相反取引を理由に無効となるものではない。

(18) 東京地判平成19年2月14日 金法1806号58頁  
平成17年(ワ)第23753号 損害賠償請求事件

銀行が、個人が開設している普通預金預金口座について、警察から、文書により、同口座が不当な請求に利用されている疑いがあり、被害拡大防止の観点から、同口座凍結の検討依頼を受け、また、それに先立ち、警察からの電話により、事案の概要等について説明を受けていたことから、同口座につき、普通預金規定に該当するものと判断して取引停止措置を採ったことにつき、特に違法と評価される点は認められず、また、同停止措置が普通預金規定に反するものということもできない、とされた事例。

#### 【知的財産】

(19) 知財高判平成19年7月12日 裁判所HP  
平成19年(行ケ)第10013号 商標登録取消決定取消請求事件

台形状矩形の右上部分を2段に階段状に切り取って成る階段状図形と、その階段状図形に向かって、両腕を広げた女性ダイバー図を黒塗りにシルエット風に表し、女性ダイバー図の下部に「海底遺跡」の漢字を配した構成より成る商標を、全体として与那国島海底遺跡を文字と図形とをもって表したと容易に認識、理解されると判断し、それに基づき法3条1項3号該当性を論じた本件決定の取消し部分は、階段状の構造物を有する海底遺跡としては与那国島の海底遺跡のほか熱海海底遺跡やアレクサンドリアの海底遺跡が存在するので誤りである、として商標登録を取り消すとの部分を取り消した事案。

(20) 東京地判平成18年3月15日 判タ1216号303頁  
平成17年(ワ)第966号 商号使用差止等請求事件(請求棄却・確定)

不正競争防止法に基づく商号使用等差止請求訴訟の係属中に、被告がその使用する商号及び営業表示をすべて変更したことなどから、原告の営業上の利益が侵害されるおそれがあるまでは認められないとして請求棄却判決が出された場合において、本件訴訟の経過等に鑑み、被告が使用していた全ての旧商号及び旧表示の抹消又は変更の事実が証拠をもって明らかにされた期日以降に生じた訴訟費用を勝訴者である被告に負担させた事案。

(21) 東京地判平成19年6月27日 裁判所HP  
平成18年(ワ)第126号 特許を受ける権利の確認請求事件

特許を受ける権利を発明者から譲り受けて特許出願をした原告が、原告から同権利を譲り受けたとして自らを出願人とする名義変更を行った被告に対し原告被告間の同権利の譲渡契約書が被告の偽造に係るもので真正な出願人は原告であるとして、同権利が原告にあることの確認を求めた事案。

被告は、原告の業務の再建に尽力しても被告自身に資力がないことから、被告が事業資金調達等の業務を担当し、被告の原告における地位を保全する手段として譲渡合意を含む本件基本合意に至ったと主張したが、本件各発明の実施・事業化による利益も全く不明であるのに、被告に対し業務の報酬として終身にわたって年間1000万円の支払を約するなど、いかに、原告が窮状にある際に合意されたものであるとしても、著しく被告に有利であって合理性を欠き、このような合意をすることを基礎付ける特段の事情のない限り上記合意が成立したと認めることはできず、譲渡証書の成立の真正を認めるに足りる証拠もない、として原告の請求を認めた。

#### 【刑事法】

(22) 最二決平成19年6月19日 裁判所HP  
平成19年(あ)第88号 覚せい剤取締法違反被告事件

1 判決宣告期日として指定告知された日時に検察官不出席のまま判決が宣告されて被告人が退廷した後、勾留場所に戻った被告人を呼び戻して検察官出席の上再度行われた判決の宣告は事実上の措置に過ぎず法的な効果を有しないとされた事例

2 検察官不出席のまま行われた第1審の判決宣告手続の違法は、刑訴法282条2項違反であり、判決に影響を及ぼすことが明らかであるとした事案  
(\*補足:ただし、上記法令違反は、これによって被告人に実質的な利益侵害を生じさせるものではなく、かつ、事実上検察官も直ちに判決を了知しているものと認められるから、原判決は、上記法令解釈を誤った違反はあるものの、いまだこれを破棄しなければ著しく正義に反するものとは認められないとした。)

(23) 最一決平成19年7月2日 裁判所HP  
平成18年(あ)第2664号 建造物侵入、業務妨害被告事件

1 銀行の現金自動預払機利用客のカードの暗証番号名義人氏名、口座番号等を盗撮する

目的で、営業中の銀行支店出張所(行員が常駐しない同銀行支店出張所で看守者は支店長)へ立ち入ったことについて建造物侵入罪が成立するとした事例

2 現金自動預払機利用客のカードの暗証番号等を盗撮するためにビデオカメラを設置した現金自動預払機の隣にある現金自動預払機を、相当時間にわたって占拠し続けた行為が偽計業務妨害罪に当たるとした事例

(24) 最三判平成19年7月10日 裁判所HP

平成19年(あ)第567号 殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件

1 控訴審判決の宣告手続に、判事補の職権の特例等に関する法律1条の2第1項に基づいて最高裁判所から高等裁判所判事の職務を代行させる旨の人事措置が発令されていない地方裁判所判事補が関与した違法があるとして、原判決が破棄され、原裁判所に差し戻された事例

2 上告裁判所が原判決を破棄する場合において、口頭弁論を経ることを要しないとされた事例

(\*詳細 原審第2回公判期日において原判決を宣告した原審裁判所の構成には、判事補の職権の特例等に関する法律1条の2第1項に基づいて最高裁判所から札幌高等裁判所判事の職務を代行させる旨の人事措置が発令されていない札幌地方裁判所判事補が加わっていた。したがって、原判決の宣告手続には、裁判所法18条等の法律に従って判決裁判所を構成しなかった違法があることが明らかであり、これは判決に影響を及ぼすべき法令の違反であった。かつ、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと認められるから、刑訴法411条1号、413条本文により、原判決を破棄し、本件を原裁判所に差し戻すのが相当である。なお、上記のような原判決を破棄すべき事由の性質、本件被告事件の内容、審理経過等にかんがみると、本件について、上告裁判所が原判決を破棄して事件を原裁判所に差し戻す旨の判決をするに当たり、刑訴法408条の趣旨に照らし、必ずしも口頭弁論を経ることを要しないというべきである。)

(25) 東京高判平成18年6月13日 判タ1229号350頁

平成18年(う)第374号 有印私文書偽造、同行使、詐欺被告事件(控訴棄却・上告)

本件は、被告人が経営する株式会社と同じ事務所を共同利用していた有限会社の女性経営者が行方不明となり、同女が保管していた有限会社の預金通帳や銀行届出印等を入手したことから、これらを冒用して払い戻し請求書を偽造、行使し、銀行から、預金払戻しの名目で現金をだまし取った事案である。原審において、弁護人は、上記事務所の検証調書、事務所でも差し押さえられた証拠物等の鑑定書などにつき不同意としたが、「反対尋問権を行使」するものではない旨の意見を付加したところ、検察官の刑訴法321条3項、4項による取り調べ請求に対し、原審は、作成者の証人尋問を行うことなく証拠採用した。その際、弁護人は、「同条各項の要件を満たさない、関連性及び必要性がないと考えるが、作成の真正は争わない」と異議を述べたが、原審は上記各書証を証拠の標目に挙示した。本件で、弁護人は、このような場合であっても書面の真正についての立証手続きが省略されてもよいとは解されない旨主張したが、本判決は、刑訴法321条3項又は4項の各書面につき、作成の真正の立証は、本来、同条項が規定している通り、作成者が公判期日において真正に作成したものであることを証言することによって行われるものであるが、その趣旨は、その点についての反対尋問の機会を付与するためのものであるなどとし、書面の体裁等から作成名義人がその書面を作成したと認めることを疑わせる事情がなく、しかも、相手方当事者が作成の真正を争わず、その点に関する反対尋問権を行使しない旨の意思を明示した場合には、作成の真正が立証されたものとして扱われることが許されると判断し、原審の訴訟手続きに違法はないとした。

(26) 京都地判平成18年2月21日 判タ1229号344頁

平成17年(わ)第529号、平成17年(わ)第634号、平成17年(わ)第800号、平成17年(わ)第941号強姦、強姦未遂、準強姦被告事件(有罪・確定)

本件は、教会の主管牧師であった被告人が、その信者である13歳未満の子供を姦淫し、あるいは姦淫しようとしたが未遂にとどまり、抗拒不能の状態にあった13歳になった後の子供を姦淫したとして起訴され、全ての事実について有罪判決を受けた事案である。被告人は、捜査段階では犯罪行為を否認し、争っていたが、公判では、争わない態度を示したが、一方で、地獄に落ちるなどと説教したことはなく、キリスト教の教義を説いていたに過ぎないなどと弁明し、準強姦については実質的に争った。本判決は、被告人が「私の言葉に従えばそれは従順であり、天国に行ける」、「牧師に従順でないことは神に従順でないことであり、地獄に墮ちる」などと言っていたこと、被害者が小さい頃から被告人のことを神に最も近い存在であると教え込まれていた等の具体的な状況証拠を積み重ねて抗拒不能の状況下での犯行を認め、また、姦淫行為の個々の場面で説教を持ち出したわけではなく、牧師室に呼び出され泊まるように言われると姦淫される状況が繰り返されていたことから、何度も性交を重ねられたことも抗拒不能の一因であると認定した。さらに、平成16年法律第156号による改正前の刑法しか適用できない事案であり、併合加重しても懲役刑の長期が20年であるところ、被告人が証拠関係に全て同意し、被害者らを証人として呼び出し証言を求めるといった二次被害を与えることをしなかったこと等の被告人に有利な事情を考慮しても、本件が常習的に敢行されたこと、被害者が7名と多数でかつ複数回に渡って犯行を犯しているなどの本件犯行の悪質性、結果の重大性に照らすと、被告人の刑事責任が極めて重いことは明らかであるとして、検察官の求刑通り懲役20年を言い渡した。

(27) 京都地判平成18年12月13日判タ1229号105頁 平成16年(わ)第726号著作権法違反

幫助被告事件(有罪・控訴)

本件は、大学の助手であった被告人が、いわゆるファイル共有ソフト「Winny(以下「ウィニー」という。))」を開発して同人のホームページ上に公開し、その改良を継続的に繰り返しながら、インターネットを介して不特定多数の者にウィニーを提供していたところ、ウィニーを被告人のホームページからダウンロードした正犯者2名が、それぞれウィニーを用い、自己のパソコンから著作物であるゲームソフトや洋画のデータをインターネット利用者に對し自動公衆送信可能な状態にして、著作権者の有する公衆送信権(著作権法23条1項)を侵害したことから、被告人のウィニー提供行為がこれら正犯者の著作権違反行為を幫助したとして刑事責任を問われたものである。本件の中心的な争点は、被告人が開発、改良したウィニーを自己のホームページ上で公開し、提供した行為が著作権法違反の幫助にあたる

か否かであり、被告人の行為は、不特定多数の者にウィニーを提供したことのみにあつて、被告人と正犯者らとの間には全く面識はなく、その人的関係は希薄であること、著作権の対象となっていない情報もウィニーによって送受信されておりその技術自体は価値中立的であるという特殊性が存在するが、本判決は、刑法62条について、特定の相手方に対して行うことが必要であるというような制限が一般的に存するとは解されないとし、他方、価値中立的な技術を提供すること一般が犯罪となりかねないような無限定な幫助犯の成立範囲の拡大も妥当でなく、結局、そのような(価値中立的な)技術を実際に外部へ提供する場合、外部への提供行為自体が幫助行為として違法性を有するかどうかは、その技術の社会における現実の利用状況やそれに対する認識、さらに提供する際の主観的態様如何によると解すべきであるとした。その上で、本件では、インターネット上においてウィニー等のファイル共有ソフトが著作権を侵害する態様で広く利用されており、ウィニーが社会においても著作権侵害をしても安全なソフトとして取りざたされ、広く利用されていたという現実の利用状況のもと、被告人は、そのような利用状況等を認識し、新しいビジネスモデルが生まれることも期待して、ウィニーが上記のような態様で利用されることを容認しながら自己の開設したホームページ上に公開し、不特定多数の者が入手できるようにしたことが認められるなどとして、幫助犯が成立するとした。

#### 【公法】

(28) 最二平成19年7月6日 裁判所HP

平成18年(七)第295号 所得税更正処分等取消請求事件(一部破棄、自判)

1 納税者が勤務先の日本法人の親会社である米国法人から付与されたストックオプションの権利行使益を一時所得として所得税の申告をしたことにつき、国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があるとされた事例。

2 平成12年分のストックオプション権利行使益について一時所得として申告したことに対し、これが給与所得であるか否か、給与所得として過少申告加算税付加の対象とすべきか、等が争われた。

最高裁判所は、給与所得であることを前提としたが、平成14年6月まで給与所得扱いとする旨の通達も法改正も存在しなかったこと等の事情から、過少申告には「正当な理由」(真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記のような過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合)があると見て、加算税賦課決定を取り消した。

(29) 福井地判平成18年12月27日 判時1966号40頁 平成16年(行ウ)第12号 損害賠償請求(差戻)事件 一部認容・一部棄却(控訴)

県職員のカラ出張について、全庁的に長年にわたって行われた構造的組織的な不正支出であるとしたうえ、県知事が全庁的な調査を命じていれば旅費の不正支出を防止することができたにもかかわらず、県知事は、調査を命ずることなく、各部局に対して厳正かつ効率的な予算執行に努めるよう指示したにとどまるものであるから、専決権者が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、過失により専決権者の財務会計上の違法行為を阻止することなく、自ら財務会計上の違法行為を行ったと評価できると判示し、県知事の損害賠償責任を認めた事例。

なお、最三判平成16年12月7日(裁判集民事215・869、法務速報44号34番で紹介([http://64.56.168.26/cgi-bin/hanrei\\_disp.pl5?g=44&n=34](http://64.56.168.26/cgi-bin/hanrei_disp.pl5?g=44&n=34))、本件訴えの前提となる監査請求についての判示)により差し戻された、差戻審の第1審判決である。

#### 【社会法】

(30) 最一判平成19年6月28日 裁判所HP 平成17年(行ヒ)第145号 労働者災害補償保険給付不支給処分取消請求事件(棄却)

1 作業場を持たずに1人で工務店の大工仕事に従事する形態で稼働していた大工が労働基準法及び労働者災害補償保険法上の労働者に当たらないとされた事例。

2 マンション工事の内装作業従事中の負傷(負傷状況不詳)についての事案であるが、同工事に使用する工具は特殊工具を除き大工の持ち込みであったこと、雇用者は大工が他の工務店等で仕事をするを禁じていなかったことが、指導監督下の労務提供ではなく、労基法上の労働者にあたる評価根拠事実として取り上げられている。

(31) 最二判平成19年7月13日 最高裁HP

平成18年(受)第347号 無効確認等請求事件(破棄自判)

大学の国際学部教授が、地元新聞紙上で行った発言等を理由として、同大学を経営する学校法人から戒告処分を受け、さらに、教育諸活動を中止することなどを要請されたことから、学校法人に対し戒告処分等の無効確認を求めるとともに、これらの手続に参与した者に対し不法行為に基づく損害賠償を求めるとする事案において、

1 学校法人が被用者である大学教授に対しておこなった戒告処分が無効とされた事例(理由)

教授の発言は、人権センターの展示内容には偏りがあるという意見を表明するにすぎないものと認められるからこれが地元新聞紙上に掲載されたからといって、学校法人の社会的評価の低下毀損を生じさせるものであるとは認め難い。また、原審が懲戒を基礎付ける事由として挙げる教授の講義方法等についても、それが大学における講義等の教育活動の一環としてされたものであることなどを考慮すると、それのみを採り上げて直ちに就業規則所定の懲戒事由に該当すると認めるのは困難というほかない。そうすると、戒告処分は、それが就業規則において定められた最も軽微な懲戒処分であることを考慮しても、客観的に合理的と認められる理由を欠くものといわざるを得ないから、懲戒権を濫用するものとして無効というべきである。

2 学校法人が被用者である大学教授に対し教授会への出席その他の教育諸活動をやめるよう求めた要請の無効確認を求めるとする訴えが適法とされた事例(理由)

本件要請は、同法人が教授に対し、理事長名の文書で教授会への出席その他の教育諸活動をやめるよう求めるものであり、これに反する行動を不問に付する趣旨をうかがうこともできないから、単に教授に対し活動の自粛を求める趣旨にとどまるものと解することはできない。そうすると、本件要請は、同法人が使用者としての立場から教授に対して発した業務命令であることは明らかであり、その無効確認を求めるとする訴えは適法と解される。

3 学校法人が被用者である大学教授に対し教授会への出席その他の教育諸活動をやめよう求めた要請が無効とされた事例  
(理由)

前記事実関係等によれば、学校法人は、教授が本件大学の教員として不適切な人物であり、辞職してもらうのが適当との判断の下に、執拗に辞職を勧奨し、教授が同勧奨に応じなかったことから、懲戒に値する事由がないにもかかわらず、教授を戒告処分にした上、さらに、何ら業務上の必要性がないにもかかわらず、教授会への出席及び教育諸活動を停止する旨の業務命令をし、本件大学短期大学部に新たに設けられた一室において、の英訳等の業務に従事させるという不利益を殊更に課したものであるといえるのであって、これは、制裁的意図に基づく差別的取扱いであるとみられてもやむを得ない行為である。そうすると、本件要請は、業務上の必要性を欠き、社会通念上著しく合理性を欠くものといわざるを得ず、業務命令権を濫用するものとして無効であることは明らかというべきである。

(32) 東京高判平成18年12月26日 判時1964号155頁

平成18年(行コ)117号 戒告処分取消請求控訴事件 控訴棄却 (上告)

都立養護学校の入学式に赤い丸に斜線を引いたマークの入ったブラウスを着用して出席した女性教諭Xが、校長から本件ブラウスの上に着用するよう命じられたのに、これに従わず、本件ブラウスを着用したままの姿で入学式に出席し、また、校長から本件ブラウス着用に関する事実確認のために校長室に来るように命じられたのに、これに従わなかったため、都教育委員会が、Xの行為は地方公務員法32条及び33条に違反するとしてXを戒告とする旨の本件処分を行ったところ、Xが、本件懲戒処分は懲戒権の逸脱、濫用にあたり違法であるなどと主張し、その取消しを求めたケース。

本判決は、(1) Xの着用する本件ブラウスに描かれた本件図柄が外形的にも国旗掲揚・国歌斉唱の実施に抗議する意思を積極的に表明する趣旨が読み取れる以上、校長がXに対して上着の着用を求めたことは、正当な裁量権の行使というべきであり、裁量権の逸脱・濫用はない。(2) Xの本件ブラウス着用は、入学式の円滑な進行を妨げ混乱を招くおそれのある行為であり、学校における教育の統一的な運営に対する保護者や住民の信頼・信用を害するものと評さざるを得ず、職員としての信用を傷つけ、職員全体の不名誉となるような行為に該当する。(3) Xの本件ブラウス着用行為は、地方公務員法32条、33条に違反し、同法29条1項1号ないし3号の懲戒事由に該当することが明らかであり、本件懲戒処分に裁量権の逸脱、濫用は認められないなどと判示し、Xの請求を棄却した原判決を支持して、本件控訴を棄却した。

(33) 東京地決平成18年5月17日 判タ1216号139頁

平成18年(ヨ)第21051号 地位保全等仮処分命令申立事件(一部認容)

債務者がトラック運転手として雇用していた債権者らについて、業務用トラックの私用、飲酒運転等を理由(但し、飲酒運転の事実認められず、業務用トラックの私用の程度も比較的軽微なものも認定された。)に懲戒解雇をしたことに対し、債権者らが、債務者の就業規則は従業員に周知されておらず効力を有しないこと等を主張して、債務者に対し労働契約に基づき地位保全及び賃金仮払いを求める仮処分を申し立てた事案において、本決定は、使用者が労働者に対し懲戒処分をするためには、予め就業規則において懲戒の種別及び事由を定めておくことを要し、また、就業規則が法的規範としての性質を有するものとして拘束力を生ずるためには、その内容について労働者に周知させる手続が採られていることを要するとしてうえで、債務者が本件解雇以前に就業規則をその適用を受ける債権者らに周知させる手続を採っていたとは認められないから、債務者が債権者らに対し、本件就業規則等にもとづき懲戒権を行使することはできないと判断し、地位保全については必要性を認めなかったものの、賃金仮払いについては、債権者らが生活費に充てるために組合から借入をしていたことなど諸般の事情を考慮して、仮処分発令1ヶ月前から1年間の賃金仮払いを認めた。

【紹介済み事件】

最一判平成19年3月8日 判時1965号64頁

平成17年(受)第1996号 不当利得返還請求事件

→法務速報71号6番にて紹介済み。

最一判平成18年3月16日 判時1966号53頁

平成17年(受)第1208号 通行権確認等請求及び承継参加事件(一部破棄差戻・一部上告却下)

→法務速報59号6番にて紹介済み。

最二判平成18年7月7日 判時1966号58頁

平成17年(受)第833号 親子関係不存在確認請求事件 一部破棄差戻・一部上告棄却

→法務速報63号9番にて紹介済み。

最二判平成18年7月7日 判時1966号58頁

平成17年(受)第1708号 親子関係不存在確認請求事件(破棄差戻)

→法務速報63号10番にて紹介済み。

最一判平成18年7月13日 判時1966号154頁

平成17年(受)第1327号 補償金請求事件(破棄差戻)

→法務速報63号17番にて紹介済み。

最二決平成19年3月22日 判時1966号159頁

平成18年(あ)第2455号 住居侵入、強盗致傷、強制わいせつ、強盗強姦、強盗、窃盗、詐欺、窃盗未遂被告事件(上告棄却)

→法務速報71号29番にて紹介済み。

最三判平成19年2月6日 判時1964号30頁

平成18年(行ヒ)第136号 在ブラジル被爆者健康管理手当等請求事件(上告棄却)

→法務速報70号41番にて紹介済み。



東京高決平成17年8月23日 判タ1216号315頁  
平成17年(ワ)第1197号 売却許可決定に対する執行抗告事件  
→法務速報57号22番にて紹介済み。

最三判平成19年2月13日 金法1807号36頁  
平成18年(受)第1187号 不当利得返還等請求本訴, 貸金返還請求反訴事件  
→法務速報70号4番にて紹介済み。

最二判平成18年4月10日 金法1808号48頁  
平成15年(受)第1154号 損害賠償請求事件  
→法務速報60号15番にて紹介済み。

---

## 2. 7月の成立法令一覧

---

種類 提出回次 番号  
議案件数

- ・衆法 166 37  
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律  
・ ・ ・ 厚生年金支給に関し受給権の消滅時効の特例を定めた改正
- ・衆法 166 39  
政治資金規正法の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 経常経費の支出につき収支報告書の記載および領収書の添付を義務付ける改正
- ・衆法 166 46  
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律  
・ ・ ・ 主に低所得者層等に賃貸住宅の供給を促進するための法律
- ・衆法 166 49  
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 北朝鮮への経済制裁に関し国際開発金融機関への政府の働きかけを定めた改正
- ・参法 166 13  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 被害者と密接な関係を有する者への面会等を禁じるとした保護命令制度の拡充
- ・閣法 166 78  
日本年金機構法  
・ ・ ・ 社会保険庁を廃止して日本年金機構を設立する法律
- ・閣法 166 79  
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 代理納付者による納付・学生納付特例事務法人や保険料納付確認団体の指定等, 保険料の納付方法の多様化を図る改正
- ・閣法 166 96  
国家公務員法等の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 国家公務員に対し, 再就職等監視委員会の設置による「天下り」抑制や新たな人事評価制度の導入を規定した改正

---

## 3. 7月の主な発刊書籍一覧 (私法部門) ★は後記に解説あり

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

- ・東京弁護士会編 商事法務 618頁 6300円  
家族法
- ・細川幸一 成文堂 310頁 3150円  
消費者政策学
- ・植垣勝裕・小川秀樹編著 商事法務 349頁 3150円  
一問一答 動産・債権譲渡特例法〔第3版〕
- ・金 春陽 成文堂 192頁 4200円  
営業秘密の法的保護 アメリカ・日本・中国の比較法研究
- ・プロネクサスディスクロージャー研究部編 商事法務 187頁 3045円  
別冊商事法務 No. 305 会社法対応 定款規定の事例研究 ・ ・ ・ ★

- ・ 下山祐樹 商事法務 175頁 2940円  
別冊商事法務 No. 306 事業報告の作成実務と事例 ―全株懇事業報告モデル―
- ・ 塩崎 勤・雨宮眞也・山下 文 編 青林書院 528頁 5565円  
新・裁判実務大系 銀行関係訴訟法
- ・ 松井信憲 商事法務 596頁 5250円  
商業登記ハンドブック
- ・ 中山信弘 商事法務 281頁 3780円  
別冊NBL No. 118 電子商取引及び情報財取引等に関する準則と解説

---

#### 4. 7月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門) ★は後記に解説あり

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

- ・ 日本財政法学会 敬文堂 168頁 3150円  
財政法叢書28 教育と財政
- ・ 井上宜裕 成文堂 282頁 5880円  
緊急行為法
- ・ 古川伸彦 成文堂 388頁 6300円  
刑事過失論序説 過失犯における注意義務の内容
- ・ P・バーニー, A・ポイル/池島大策 他訳 慶應義塾大学出版会 928頁 10500円  
国際環境法
- ・ 片山智彦 大阪大学出版会 272頁 5250円  
裁判を受ける権利と司法制度
- ・ 林 弘正 成文堂 402頁 5250円  
児童虐待Ⅱ 問題解決への刑事法のアプローチ
- ・ 第二東京弁護士会知的財産権法研究会編 商事法務 446頁 3990円  
新商標法の論点
- ・ 井上康一・仲谷栄一郎 商事法務 433頁 5250円  
租税条約と国内税法の交錯

---

#### 5. 発刊書籍

---

- ・ 別冊商事法務 No. 305 会社法対応 定款規定の事例研究  
平成18年の会社法改正に対応した定款規定作成のための実用書。改正箇所を網羅するかたちで逐条的に定款の作成例を掲載している。一般的な作成例と事例に沿った例を併記しているため、会社の法務担当者が一読して改正に対応した定款規定を作成できるように配慮されている。

☆配信停止をご希望の方へ  
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて  
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

---

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---